

商工会報

くまげ

No.71

発行／熊毛町商工会

〒745-0663
山口県周南市熊毛中央町3番7号
TEL 0833-91-0007
FAX 0833-91-5700
URL http://www.y-shoko.com/kumage/index.html
E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp

会長／久野利夫

印刷／南光謄写堂

熊毛町商工会会員の皆様新年明けましておめでとうございます。最近のわが国の経済は、各種報道によりま...

熊毛町商工会 会長 久野利夫

新年のご挨拶

経営発達支援計画の認定

熊毛町商工会は、昨年12月25日 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けました。

☆経営発達支援計画の概要

小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつなげる展示会の開催等の面的な取組みを促進する...

無料個別相談日

中国税理士会徳山支部の税理士による所得税及び消費税確定申告の個別相談会を実施いたしますので、ご希望の方は事前に事務局までご連絡をお願いします。相談は無料。秘密は厳守いたします。

- ① 2月18日(木) 9時～12時 (石光武夫 税理士)
② 2月25日(木) 9時～16時 (森永隆夫 税理士)
③ 3月3日(木) 9時～16時 (石井知晴 税理士)
④ 3月10日(木) 9時～16時 (石光武夫 税理士)

会場 熊毛町商工会相談室

山口県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

Table with 3 columns: 最低賃金の名称, 最低賃金額(時間額), 効力(発生の日). Row 1: 山口県最低賃金, 731円, 27.10.1

Table with 4 columns: 最低賃金の名称, 最低賃金額(時間額), 効力(発生の日), 特定(産業別)最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの. Rows include 鉄鋼業, 電子部品, 輸送用機械器具, 百貨店.

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店、デパートメントストア及び総合スーパーであって従業員が常時50人以上のものをいいます。
● 注2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。
○ 精皆手当、通勤手当、家族手当
○ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
○ 時間外、休日労働に対する割増賃金
○ 臨時に支払われる賃金

詳しくは、山口労働局賃金室(083-995-0372)又は最寄りの労働基準監督署におたずねください。
●下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
●宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
●徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
●下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780
●岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
●山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
●萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750

山口労働局ホームページ http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/
最低賃金に関する特設サイト http://www.saiteichingin.info/